

建築物の意匠

2020/06/01

斎藤国際特許事務所

I. 意匠法の改正概要

意匠登録の対象となる「意匠」は、「物品（物品の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの」であり、技術的思想の創作である「発明」や「考案」を保護する特許や実用新案登録とは異なります。

意匠登録はこれまで、形状を少し変えれば侵害にならないと誤解され、あまり利用されていませんでしたが、令和元年5月の意匠法改正（令和2年4月施行）において意匠登録の保護対象が拡げられ、また、意匠権の強化が図られました。その法改正において、新たに**建築物の意匠**が、保護対象に加えられました。

II. 建築物の意匠

1. 背景

不動産である「建築物」については、意匠法による保護を受けることができませんでしたが、今回の法改正により、新たに「建築物（建築物の部分を含む）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合」が意匠法上の意匠に該当するものとされ、意匠法上の保護対象に含まれることになりました。

これは、昨今、モノのデザインのみならず、空間のデザインを重視する観点から、企業が店舗の外観に特徴的な工夫を凝らしてブランド価値を創出し、サービスの提供や製品の販売を行う事例が増えてきていることによるもので、そのきっかけとなったのは、コメダ珈琲店事件です。

この事件は、被告の店舗の外観がコメダ珈琲店の店舗の外観に類似するとし、不正競争防止法に基づいて提訴した事件で、コメダ珈琲店の差止請求が認められています。なお、その後コメダ珈琲店は、下記立体商標の登録を取得しています（商標登録第5851632号）。



2. 意匠法上の「建築物の意匠」を構成するための要件

建築物の意匠として出願されたものが、意匠法上の建築物の意匠を構成するためには、以下のA及びBの要件を満たすものでなければなりません。

A 土地の定着物であること

＜土地の定着物とされないものの例＞

- ・土地に定着させることができるが、動産として取り引きされるもの

例：★庭園灯

- ・一時的に設営される仮設のもの

例：★仮設テント

- ・不動産等の登記の対象となるが、動産として取り引きされるもの

例：★船舶、航空機、キャンピングカー

B 人工構造物であること（土木構造物を含む）

＜人工構造物とされないものの例＞

- ・人工的なものでないもの

例：★自然の山、自然の岩、自然の樹木、自然の河川、自然の滝、自然の砂浜

- ・人の手が加えられているものの、自然物や地形等を意匠の主たる要素としているもの

例1：自然の地形を利用した以下のもの

★スキーゲレンデ、ゴルフコース

例2：★自然物を主たる要素とする庭園

- ・土地そのもの又は土地を造成したにすぎないもの

C 建築物と判断されるものの例（意匠審査基準より）



3. 一の建築物

- 1) 図示された構成物のすべてが、社会通念上一の特定の用途及び機能を果たすために必須のものである場合は、一の建築物であると判断されます。

例：☆中央で分離した可動橋（かちどき橋）

2) 一の特定の用途及び機能を果たすための結びつきが強固ではない場合であっても、以下に該当するものである場合は、一の建築物であると判断されます。

① 近接して建設することを考慮して形態上の関連性を持たせるなど、一体的に創作がなされている場合

② 社会通念上一体的に実施がなされるものである場合

例：☆学校の校舎と体育館、複数の棟からなる商業用建築物

3) 一の特定の用途及び機能を果たすための結びつきが何ら認められない場合には、二以上の建築物と判断され、1 出願に含めることはできません。

例：★住宅と電波塔、橋梁と灯台

4. 建築物の一部を構成するもの

社会通念上、建築物の内部又は外部に継続的に固定して使用し、任意に動かさないものについては、建築物の一部を構成するものとして取り扱われます。

＜建築物の一部を構成するものとして取り扱われるものの例＞

① 建築物の構造体の仕上げ材等

例：☆瓦、壁紙、タイル、フローリング、床に張り込んで用いるカーペット、畳など

② 建具、固定された什器等

例：☆扉、窓、作り付けの間仕切り壁、天井つり下げ等、天井埋め込み灯、ブラインド、映画館の座席

③ 屋外の固定された付随物

例：☆ウッドデッキ、門柱、敷設ブロック

＜建築物の一部を構成しないものとして取り扱われるものの例＞

例：★住宅のテーブル、オフィスの椅子、ホテルのベッド、洗濯機、冷蔵庫、ラグ、置き畳、植木鉢、ゴミ箱

5. その他の例

＜建築物の意匠を構成しないものとして取り扱われるものの例＞

例：★犬、猫、自然の岩、石、樹木、草

＜建築物の意匠を構成するものとして取り扱われるものの例＞

例：☆建築物の外壁に固定した画像表示器の表示部に表示された時刻表示用画像

Ⅲ. 意匠登録出願

1. 願 書

(1) 「意匠に係る物品」の欄の記載方法

「意匠に係る物品」の欄には、建築物の具体的な用途が明確となるような物品名を記載します。

＜複数の棟が含まれる出願の場合の記載例＞

学校、商業用建築物、複合建築物 等

＜単一の棟について出願する場合の記載例＞

住宅、寮、校舎、体育館、オフィス、研究所、工場、倉庫、ホテル、保養所、百貨店、量販店、飲食店、病院、保健所、公衆浴場、公衆便所、博物館、美術館、図書館、劇場、映画館、競技場、駅舎、車庫、神社、橋梁、トンネル、鉄塔、ガスタンク・・・

(2) 「意匠に係る物品の説明」の欄の記載例

様々な業種のテナントが入る大規模施設など、複合的な用途を持つ建築物については、「意匠に係る物品」の欄に「複合建築物」と記載し、具体的な用途については、「意匠に係る物品の説明」の欄において説明する。

例) 【意匠に係る物品】複合建築物

【意匠に係る物品の説明】

この建築物は、低層階を店舗、上層階を宿泊施設として用いるものである。

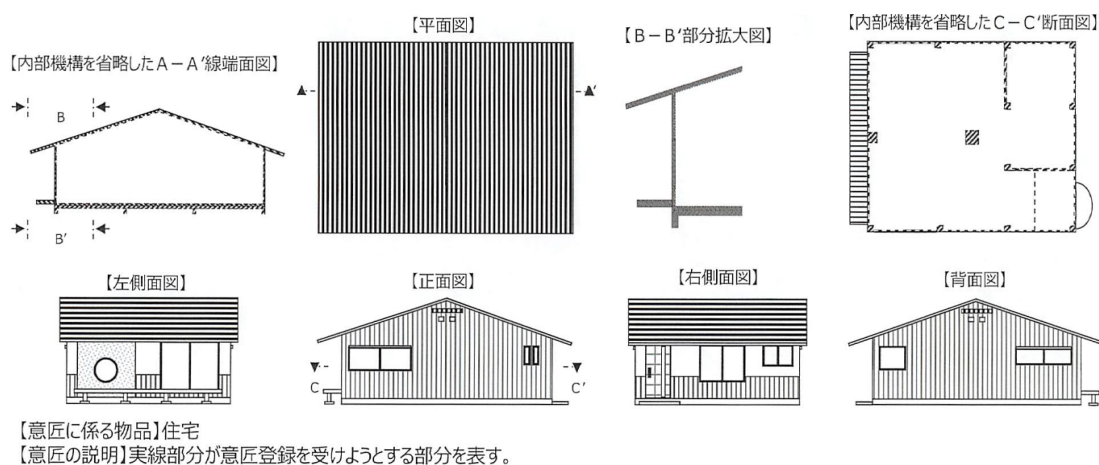
2. 図 面

(1) 建築物について意匠登録を受ける場合の図面表現は、以下の要領で行います（意匠の審査基準より）。

- ・見えるままを描きます。必要図においては、壁や屋根等を透過させて描かないようにします。
- ・指示線や文字等を、意匠登録を受けようとする意匠と重なるように書かないようにします。

- 建築物の外観について意匠登録を受けようとする場合は、内部の間取り等を表す各階平面図は不要です。
- 外壁等の凹凸を示す場合や、側面図等の図のみでは奥行きが分からない窪み等がある場合は、断面図や端面図が必要となります。
- 意匠の特徴を表す上で必要な場合は、部分拡大図等を用いるようにします。
- 建物の向き（方位）を示す必要はありません。

< 図面の例 >



< 意匠の審査基準より >

IV. 建築物の意匠の類否判断

1. 建築物の意匠の場合の用途及び機能の類否判断

建築物の意匠の類否判断に際しては、まず対比する両建築物の用途を認定した上で、両意匠の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能に共通性があるか否かを検討します。これらに共通性があれば、両意匠の用途及び機能が類似すると判断されます。

例えば、「住宅」、「病院」、「レストラン」、「オフィス」は、いずれも人がその内部に入り、一定時間を過ごすという点で用途及び機能に共通性があることから、それらの意匠の用途及び機能は類似すると判断されます。

他方、例えば土木構造物においては、橋梁のように河川等の上に道路や鉄道等を通したり、電波塔のように放送や通信のための電波を送信す

るなど、人がその内部に入り、一定時間を過ごすこととは異なる様々な固有の用途を持つものが存在することから、「住宅」等と用途及び機能が類似しないと判断する場合や、土木構造物同士であっても、用途及び機能が類似しないと判断する場合があります。

建築物の意匠と物品の意匠についても、上記と同様に用途を認定した上で、両意匠の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能に共通性があるか否かを検討します。

例えば、状態等に基づく用途及び機能に共通性があるか否かを検討します。例えば、建築物の意匠「住宅」と、物品の意匠「組立家屋」については、人が居住する建物として、その用途及び機能に共通性があります。よって、両意匠の用途及び機能は類似すると判断されます。

また、例えば建築物の意匠である「住宅」について、その内部の居間の部分を意匠登録を受けようとする部分とした意匠と、内装の意匠である「住宅用居間の内装」のように、その用途及び機能に共通性があれば、建築物の意匠と内装の意匠との間でも、両意匠の用途及び機能は類似すると判断される場合があります。

建築物の意匠の類否判断事例

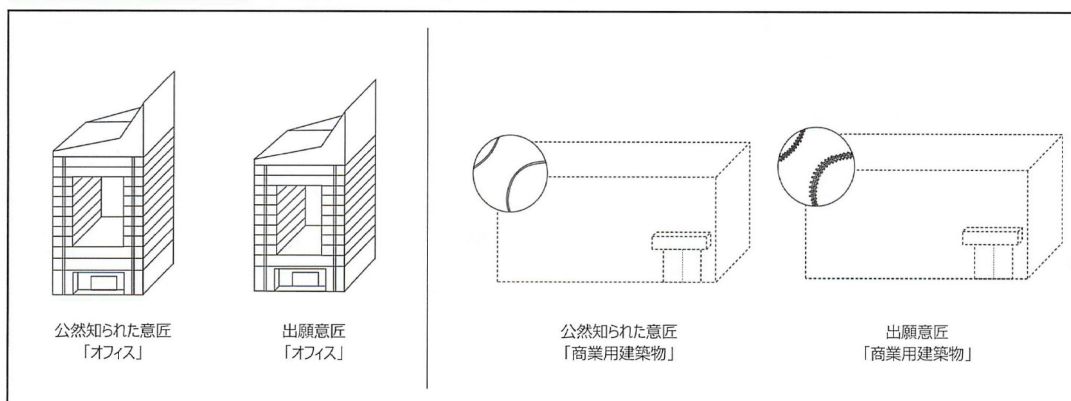
用途及び機能が類似する例

- ・住宅、病院、レストラン、オフィス
- ・鉄道橋と道路橋

用途及び機能が類似しない例

- ・ガスタンクとホテル
- ・橋梁と灯台

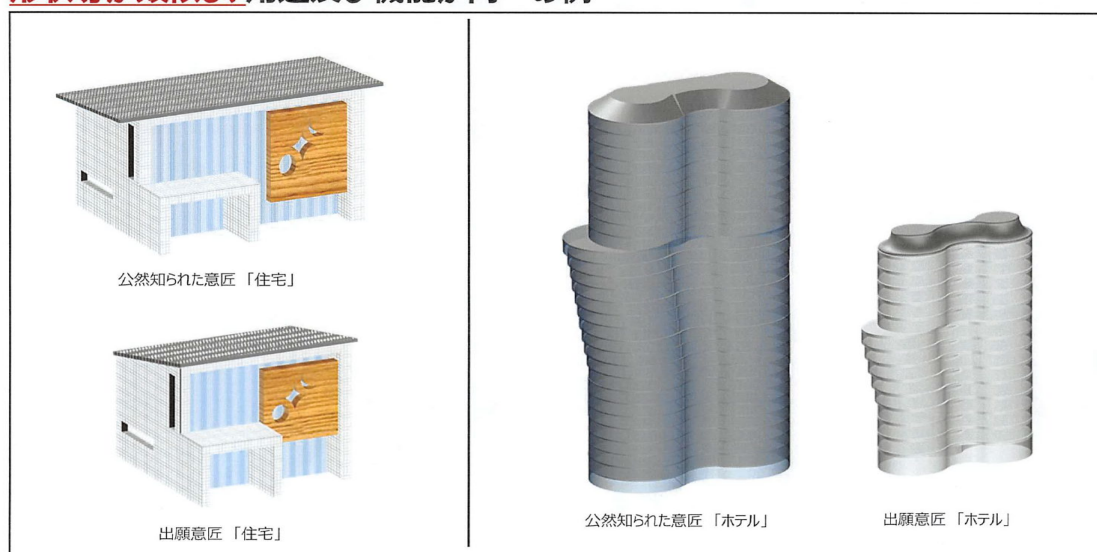
形状等が類似し、用途及び機能が同一の例



<意匠の審査基準より>

建築物の意匠の類否判断事例

形状等が類似し、用途及び機能が同一の例



＜意匠の審査基準より＞

2. 建築物の意匠の創作におけるありふれた手法及び軽微な改変

(1) ありふれた手法の例

- a) 置き換え：意匠の構成要素の一部を他の意匠等に置き換えることです。
- b) 寄せ集め：複数の既存の意匠等を組み合わせて、一の意匠を構成することです。
- c) 一部の構成の単なる削除：意匠の創作の一単位として認められる部分を、単純に削除することです。
- d) 配置の変更：意匠の構成要素の配置を、単に変更することです。
- e) 構成比率の変更：意匠の特徴を保ったまま、大きさを拡大・縮小したり、縦横比などの比率を変更することです。
- f) 連続する単位の数が増減：繰り返し表される意匠の創作の一単位を、増減させることです。
- g) 物品等の枠を超えた構成の利用・転用：既存の様々なものをモチーフとし、ほとんどそのままの形状等で種々の建築物に利用・転用することです。

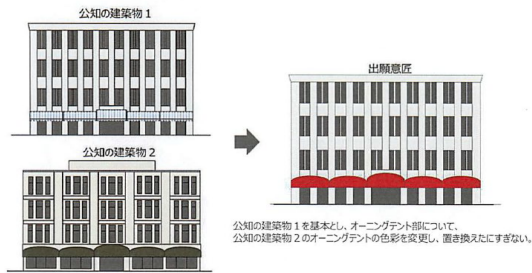
(2) 軽微な改変の例

- a) 角部及び縁部の単純な隅丸化又は面取
- b) 模様等の単純な削除
- c) 色彩の単純な変更、区画ごとの単純な彩色、景観条例等に基づく単純な

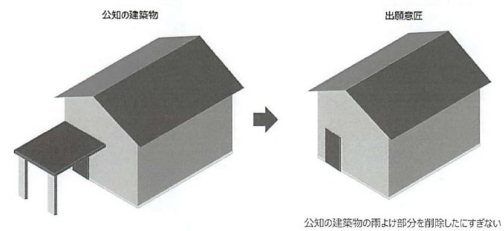
彩色

- d) 素材の単純な変更によって生じる形状等の変更
- e) 屋根の傾斜角の単純な変更

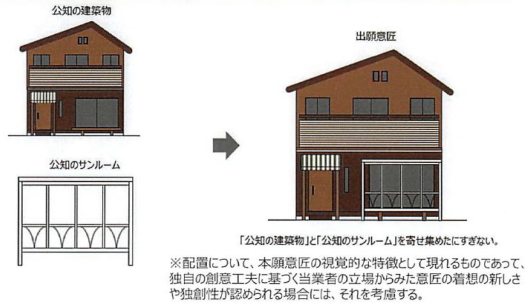
置き換えの意匠の例



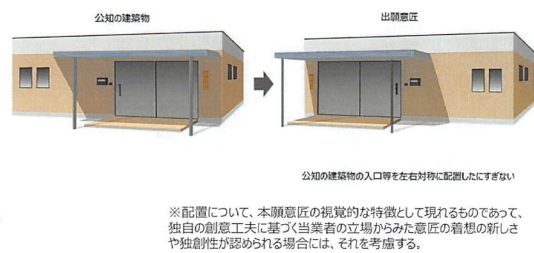
一部の構成の単なる削除による意匠の例



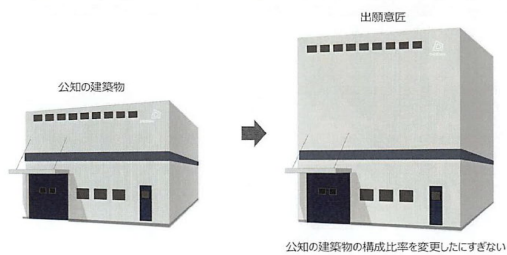
寄せ集めの意匠の例



配置の変更による意匠の例



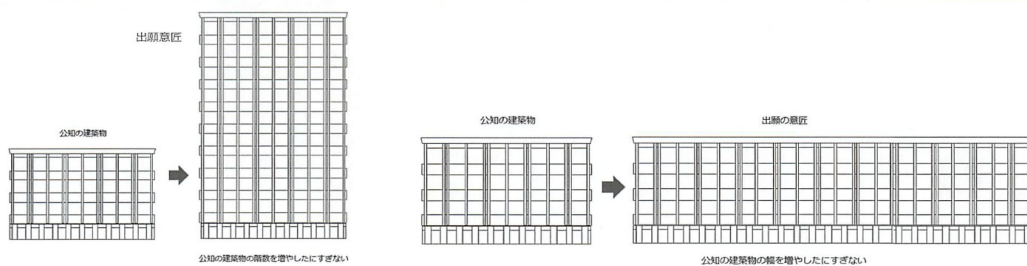
構成比率の変更による意匠の例



物品等の枠を超えた構成の利用・転用による意匠の例



連続する単位の増減による意匠の例



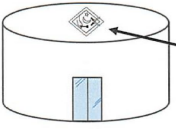
< 意匠の審査基準より >

4. 意匠登録を受けることができない意匠の例

以下に該当する意匠については、意匠登録を受けることができません（意匠法第5条）。

- 一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある意匠
- 二 他人の業務に係る物品、建築物又は画像と混同を生ずるおそれがある意匠
- 三 物品の機能を確保するために不可欠な形状若しくは建築物の用途にとって不可欠な形状のみからなる意匠又は画像の用途にとって不可欠な表示のみからなる意匠

意匠登録を受けることができない意匠の例

	物品（参考）	建築物
5条1号 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある意匠	 当該部等に外国の紋章模様を付した場合 外国の紋章模様を表したキーホルダー 特定の人物の肖像等を表したTシャツ	 当該部等に外国の紋章模様を表した建築物
5条2号 他人の業務に係る物品、建築物又は画像と混同を生ずるおそれがある意匠	 他人の著名な商標を表したマグカップ	 他人の著名な登録商標と同形状の建築物 他人の出所を表示する著名な建築物 他人の著名な標章等が表された建築物
5条3号 物品の機能を確保するために不可欠な形状若しくは建築物の用途にとって不可欠な形状のみからなる意匠又は画像の用途にとって不可欠な表示のみからなる意匠	①物品の機能を確保するために必然的に定まる形状のみからなる「パラボラアンテナ」の内面側部分のみについて意匠登録を受けようとする意匠（必然的意匠）  ②物品の互換性確保等のために標準化された規格により定まる形状のみからなる「磁心」の意匠（準必然的意匠）  磁心 (JIS C2516 4.4)	①建築物の用途により必然的に定まる形状のみからなる「ガスタンク」の球形の本体部分のみについて意匠登録を受けようとする意匠（必然的意匠）  ②標準化された規格により定まる形状のみからなる「プラットホーム」の点字ブロックのみを意匠登録を受けようとする部分とした意匠（準必然的意匠） 

<意匠の審査基準より>

